

富良野の住まい情報バンク実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民及び他市町村からの移住者に対する富良野市内の空き家又は空き部屋（店舗は除く。以下「物件」という。）情報の提供を円滑化し、物件の有効活用による地域の活性化を図るために設ける富良野の住まい情報バンクについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 富良野の住まい情報バンク 富良野市の区域内に現存する物件及び物件探しに関する情報（以下「物件情報」という。）を登録し、市民及び他市町村からの移住者に対し情報を提供する制度をいう。
- (2) 所有者等 物件の所有又は売却若しくは賃貸を行うことが出来る権利を有するものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、富良野の住まい情報バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

- 2 市長は、物件に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、これに関与しない。

(物件情報の登録申し込み等)

第4条 物件情報の登録を希望する所有者等は、富良野の住まい情報バンク情報登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、第5条に基づく許可を受けた場合は、メールフォーム（<https://furano-iju.com/request/>）による物件情報の登録を申し込むことができる。

- 2 売買物件の情報を登録する場合には、所有者を確認できる書類を提出し、不動産に関し権利上の制限がある場合には不動産登記簿の写し等必要な書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、富良野の住まい情報バンクに登録するものとする。

(電子情報登録申込)

第5条 メールフォーム（<https://furano-iju.com/request/>）による物件情報の登録を希望する所有者等は、富良野の住まい情報バンク電子情報登録申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 第1項の所有者等は次の各号を満たす者とする。
 - (1) 宅地建物取引業免許を有していること。
 - (2) 北海道宅地建物取引業協会旭川支部富良野分区に所属していること。
 - (3) 北海道が運営する「空き家情報バンク」への情報提供を了承していること。

3 市長は、第1項の申請があった場合は審査を行い、適当と認められるときは、速やかに富良野の住まい情報バンク電子情報登録許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（物件情報提供申込）

第6条 富良野の住まい情報バンクに掲載の物件の情報提供又は希望条件の掲載を希望する者（以下、「情報希望者」という。）は、富良野の住まい情報バンク情報提供申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（情報提供等）

第7条 市長は、富良野の住まい情報バンクに登録した物件の所有者等と情報希望者に対し、登録済みの情報のうち有用な情報を提供することができる。

2 登録する情報については、北海道が運営する「空き家情報バンク」に情報を提供することができる。

（情報の更新）

第8条 所有者等は、富良野の住まい情報バンクに登録済みの物件情報に、次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合は、富良野の住まい情報バンク登録物件情報更新届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）富良野の住まい情報バンクに登録済みの情報に変更が生じたとき。

（2）売買又は賃貸のための具体的な契約交渉を進めようとするとき。

（3）売買契約又は賃貸契約が成立したとき。

（4）売買又は賃貸が不可能になったとき。

2 前項第1号の届出があった場合、市長は速やかに、北海道が運営する「空き家バンク」の当該情報の更新を依頼するものとする。

（登録情報の抹消）

第9条 市長は、所有者等又は情報希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報の提供を中止又は情報を削除することができる。

（1）前条による届け出があったとき。ただし、前条第1項第1号に該当する場合は除く。

（2）情報の有効期限を超過したとき又は登録の日から起算して6ヶ月を超過したとき。

（3）物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがある若しくは登録者間や登録者と近隣住民間で紛争となる恐れがあると認められるとき。

（4）関係法令に違反したとき。

（5）申込み内容に虚偽があったとき。

（6）その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第3号から第7号までのいずれかに該当した所有者等及び情報提供希望者の新たな情報の登録及び提供を拒否することができる。

3 第1項の規定に基づき、登録情報の提供を中止又は情報を削除した場合は、市長は速やかに、北海道が運営する「空き家バンク」に掲載されている当該情報について、提供の中止又は削除を依頼するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要領は平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。